



# 足立区のお知らせ

編集/企画部広報課  
足立区千住一丁目50  
☎(882)1111  
第二庁舎 ☎8891611

《特集号》

(1面) 地方税法改正  
(2面) 用途地域地区素案

◎ 区民税所得割 税率区分の改正 ( )は改正前

課税標準額	区民税率
30万円まで	2%
45 (50) "	3
70 (80) "	4
100 (110) "	5
130 (150) "	6
230 (250) "	7
370 (400) "	8
570 (600) "	9
950 (1,000) "	10
1,900 (2,000) "	11
2,900 (3,000) "	12
4,900 (5,000) "	13
4,900万円以上 (5,000)	14

◎ 均等割額の改正 ( )は改正前

区民税 2,000円 (1,700円)  
都民税 500円 (300円)

◎ 均等割の税率の軽減額の改正

均等割を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族は、均等割税額から1,000円(900円)を減じた額とする。また、上記の者を2人以上有する納税義務者は、均等割税額から700円(600円)を減じた額とする。

◎ 均等割非課税限度額の改正

昭和55年1月1日現在、足立区に住所を有する人で、前年中の所得の金額が〔控除対象配偶者+扶養親族数+1〕×22万円(20万円)以下の人には均等割も課税されません。なお、所得額の判定は、特別控除〔青色申告控除等〕前の額で行います。

○…昭和五十五年個人住民税(特別区民税、都民税)の…  
○…改正についてお知らせします。皆さんが納める区民…  
○…税は、明るく住みよい足立区をつくるために有効に…  
○…使われています。正しいご理解と協力をお願いし…  
○…ます。くわしくは、第一課税係、または第二課税係へ…

◎ 分離長期譲渡所得に対する所得割の改正

※印は改正前

所	得	区 民 税	都 民 税
長期譲渡所得	4,000万円以下 ※(2,000万円)	3.4%	1.6%
	4,000万円以上 ※(2,000万円)	136万円+(課税長期譲渡所得-4,000万円)×4% ※(68万円+(課税長期譲渡所得-2,000万円)×4%)	64万円+(課税長期譲渡所得-4,000万円)×2% ※(32万円+(課税長期譲渡所得-2,000万円)×2%)
優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の場合	4,000万円以下	4%	2%
	4,000万円以上	160万円+[(課税長期譲渡所得×½+課税総所得)×税率-(2,000万円+課税総所得)×税率]	80万円+[(課税長期譲渡所得×½+課税総所得)×税率-(2,000万円+課税総所得)×税率]
長期譲渡所得の両方に該当する場合	一般課税長期譲渡所得≤2,000万円 特定課税長期譲渡所得≤{4,000万円-一般課税長期譲渡所得}	4%	2%
	一般課税長期譲渡所得>2,000万円 または一般課税長期譲渡所得≤2,000万円 かつ特定課税長期譲渡所得>{4,000万円-一般課税長期譲渡所得}	① (一般比例課税金額+特定比例課税金額)×4% ② [(一般課税長期譲渡所得×½+特定課税長期譲渡所得)×税率]-{(一般比例課税金額×½+特定比例課税金額×½+課税総所得)×税率]	① (一般比例課税金額+特定比例課税金額)×2% ② 左の算式に同じ



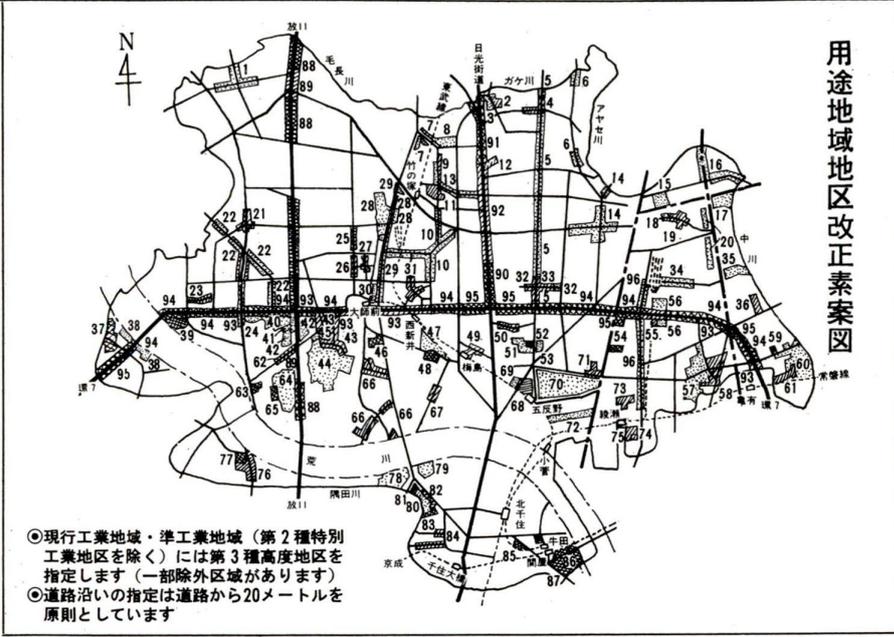
地方税法が改正になりました

◎ 住民税所得控除額の改正 ( )は改正前

基礎控除	22万円(21万円)	
配偶者控除	22万円(21万円)	
扶養	扶養親族1人につき (配偶者のいない世帯の1人目の扶養控除についても同じ)	22万円(20万円)
	老人扶養 〔障害者を除く70歳以上〕	23万円(21万円)
	同居親族等 (障害者を除く70歳以上。自己または配偶者と同居をしている直系尊属が、老人扶養親族に該当する場合)	26万円
障害者	普通	21万円(19万円)
	特別	23万円(21万円)
老年者控除	21万円(19万円)	
寡婦控除	21万円(19万円)	
勤労学生控除	21万円(19万円)	

# 用途地域地区改正素案一覧表

番号	所在地町名	変更予定地域・地区				
		用途	建ぺい率	容積率	高度	防火
1	舎人町、入谷町(補助295、296号線沿い)	住居	60	280	2	準防火
2	花畑5丁目	近商	80	300	3	種
3	保木間5丁目	2住専	60	200	2	種
4	花畑3~5丁目	近商	80	300	3	種
5	花畑5丁目から環7までの補助256号線沿い	住居	60	200	2	種
6	花畑7丁目、南花畑4丁目(補助257号線沿い)	住居	60	200	2	種
7	東伊興町(補助100号線、補助262号線沿い)	住居	60	200	2	種
8	竹の家7丁目	1住専	40	80	1	種
9	竹の家5~7丁目	2住専	60	200	2	種
10	竹の家4丁目、竹の家1,2丁目、 六本3丁目(補助255、259、260号線沿い)	住居	60	200	2	種
11	竹の家5、6丁目	近商	80	300	3	種
12	保木間4丁目	近商	80	300	3	種
13	竹の家4,5丁目、西保木間1丁目(補助261号線沿い)	住居	60	200	2	種
14	南花畑1~4丁目(補助140、259号線沿い)	住居	60	200	2	種
15	神明2丁目	住居	60	200	2	種
16	六本3,4丁目、神明3丁目(補助261、274号線沿い)	1住専	40	80	1	種
17	六本2丁目	2住専	60	200	2	種
18	六本1丁目、佐野2丁目	住居	60	200	2	種
19	六本1丁目、大谷田5丁目、佐野2丁目	近商	80	300	3	種
20	加賀1,2丁目、大谷田1丁目、 加賀2,3丁目(補助258、259、260号線沿い)	住居	60	200	2	種
21	加賀1,2丁目、大谷田1丁目、 加賀2,3丁目(補助258、259、260号線沿い)	住居	60	200	2	種
22	加賀1,2丁目、大谷田1丁目、 加賀2,3丁目(補助258、259、260号線沿い)	住居	60	200	2	種
23	鹿浜3丁目	近商	80	300	3	種
24	鹿浜4,7丁目、江北3,7丁目、棒1,2丁目	近商	80	300	3	種
25	西新井3,4丁目(補助253号線沿い)	住居	60	200	2	種
26	西新井2,5丁目(補助253号線沿い)	近商	80	300	3	種
27	西新井2丁目	近商	80	300	3	種
28	伊興町大塚(1部1m壁面後退あり)	1住専	60	150	1	種
29	伊興町見通から栗原3丁目(補助100号線沿い等)	住居	60	200	2	種
30	栗原3丁目	住居	60	200	2	種
31	栗原1,2丁目	近商	80	300	3	種
32	ツツ家1,2丁目(補助258号線沿い)	住居	60	200	2	種
33	ツツ家1,2丁目(補助258号線沿い)	住居	60	200	2	種
34	谷中3~5丁目、大谷田4、5丁目	住居	60	200	2	種
35	大谷田2丁目	2住専	60	200	2	種
36	大谷田1丁目	近商	80	300	3	種
37	新田1丁目	準工	60	200	2	種
38	新田1,2丁目	住居	60	200	2	種
39	鹿浜1丁目	準工2特	60	200	2	種
40	江北3~5丁目	2住専	60	200	2	種
41	江北5丁目	2住専	60	200	2	種
42	江北4丁目、西新井本町2丁目	近商	80	300	3	種
43	西新井本町1~4丁目	近商	80	300	3	種
44	扇3丁目、西新井本町4丁目、 扇2丁目	2住専	60	200	2	種
45	扇3丁目	住居	60	200	2	種
46	西新井本町5丁目	準工2特	60	200	2	種
47	西新井本町1丁目、梅田8丁目	住居	60	200	2	種
48	梅田5丁目	近商	80	300	3	種
49	梅田1丁目	近商	80	300	3	種
50	中央本町1、4、5丁目	住居	60	200	2	種
51	中央本町4丁目	住居	60	200	2	種
52	青井1丁目	2住専	60	200	2	種
53	加平1丁目、綾瀬6丁目	準工	60	200	2	種
54	谷中2丁目	近住居	80	300	3	種
55	谷中2、4丁目	住居	60	200	2	種
56	東和1~4丁目	2住専	60	200	2	種
57	中川5丁目	準工	60	200	2	種
58	中川2、3丁目	2住専	60	200	2	種
59	中川2丁目	近商	80	300	3	種
60	江北1、4丁目	近商	80	300	3	種
61	江北2丁目	準工2特	60	200	2	種
62	江北1,2丁目、扇2丁目	2住専	60	200	2	種
63	江北1,2丁目	準工2特	60	200	2	種
64	扇1,2丁目、本木1,2丁目、 本木南町	近商	80	300	3	種
65	梅田4,5丁目	近商	80	300	3	種
66	中央本町2丁目	住居	60	200	2	種
67	弘道1,2丁目	住居	60	200	2	種
68	青井3丁目、弘道2丁目	近住居	80	300	3	種
69	西綾瀬2~4丁目	近住居	80	300	3	種
70	綾瀬5丁目	近商	80	300	3	種
71	綾瀬2丁目	近商	80	300	3	種
72	小台2丁目	近商	80	400	なし	防火
73	千住板木2丁目	住居	60	200	2	種
74	千住元町	住居	60	200	2	種
75	千住板木1丁目	住居	60	200	2	種
76	千住板木2丁目	準工	60	200	2	種
77	千住板木1丁目	準工	60	200	2	種
78	千住板木1丁目	準工	60	200	2	種
79	千住板木2,3丁目	近商	80	300	3	種
80	千住東2丁目	準工2特	60	200	2	種
81	千住曙町、柳原1丁目	準工	60	200	2	種
82	千住曙町	準工	60	200	2	種
83	放射11号道路沿い(扇1丁目~舎人4丁目)	準工2特	60	400	なし	防火
84	放射11号道路沿い(扇1丁目~舎人4丁目)	近商	80	400	なし	防火
85	日光街道沿い(環7~西保木間4丁目)	準工2特	60	400	なし	防火
86	日光街道沿い(環7~西保木間4丁目)	近商	80	400	なし	防火
87	環状7号道路沿い(中川4丁目~新田2丁目)	準工	60	400	なし	防火
88	環状7号道路沿い(中川4丁目~新田2丁目)	準工2特	60	400	なし	防火
89	補助109号線沿い(綾瀬3丁目~加平2丁目)	住居	60	200	2	種



区分	系統別地域	地域・地区	説明
住居系変更予定地域	第1種住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を確保するための地域	中高層住宅
		主に住居の環境を確保するための地域	主に商業等の利便を推進させる地域
		近隣住居に対する日用品の供給を主たる内容とする商業等の利便を推進させる地域	住環境の保護と中小工業の利便を計ることを目的として定める地区
商業系変更予定地域	商業地域	商業地域の発展を推進するための地域	環境悪化をもたらすおそれの少ない工業の利便を推進させるための地域
		工業系変更予定地域	工業地域

### 地元説明会日程表

期日	説明会会場
5月8日(木)	東部区民福祉センター
5月9日(金)	中部区民福祉センター
5月12日(月)	神明出張所
5月13日(火)	教育センター
5月14日(水)	西部区民福祉センター
5月16日(金)	常東出張所

◎時間は、午後7時から9時まで  
◎メモ用紙、筆記用具などをお持ちになると便利と思われます。

### 再検討スケジュール表

54年9月	東京における土地利用に関する基本方針(中間答申)発表
10月	東京都用途地域等の指定基準案(案)発表
11月	足立区都市計画審議会に区案作成・諮問専門部会を設置
55年2月	東京における土地利用に関する基本方針(本答申)発表
3月	東京都用途地域等の指定基準案発表
4月	足立区用途地域改正素案決定
5月	地元説明会(区内6か所)
6月	都市計画審議会の審議
7月	足立区案決定(都へ送付)
10月	都調整案提示
12月	都知事決定
56年1月	決定公示

\*ご意見、ご要望受付期間→5月31日まで

●防火地域及び準防火地域内の構造制限

●防火地域 耐火建築物としなければならないもの

●準防火地域 耐火建築物(又は耐火建築物)としなければならないもの

### (図II)

地域	防火地域	準防火地域
構造	耐火建築物としなければならないもの	耐火建築物(又は耐火建築物)としなければならないもの
規模	階数3以上	階数2以下で、かつ耐火建築物が100㎡以下
延べ面積	100㎡をこえるもの	1,500㎡をこえるもの(地階を除く)
階数	階数4以上(地階を除く)	階数3のもの(地階を除く)

現在、東京都では、土地利用に関する基本方針を定め、用途地域およびその他の地域地区の再検討を行っています。

これは、昭和四十八年十一月に用途地域の全面的な改正を行って、①建築基準法改正による第一種住居専用地域内の建築制限の強化と、東京都の用途地域再検討の要請の用途地域の進歩、②地区特性の変化、③住民要望の変化等により再検討を行うことになったものです。

足立区においても、足立区都市計画審議会が審議を重ねて、このたびの基本方針・指定基準に基づき、当区地域特性を考慮し、地区の発展や足立区基本構想を配慮し、「足立区用途地域改正素案」を作成しました。

この「用途地域改正素案」は、左表のとおり地元説明会を行い、皆さんのご意見・ご要望をいただき、それを足立区都市計画審議会に諮問し、足立区案を決定します。

都市は多くの人間や建物が集まったものです。

また、都市は急速に変化しつつあります。この現象を放置すれば都市公害が発生し、生活環境が破壊されることも、都市機能が乱れ、また災害にも弱い街になってしまいます。これを防止し、都市全体を計画的にコントロールするために、地域地区を区分して、建物を建てる場合の守るべきルールを定めるのです。

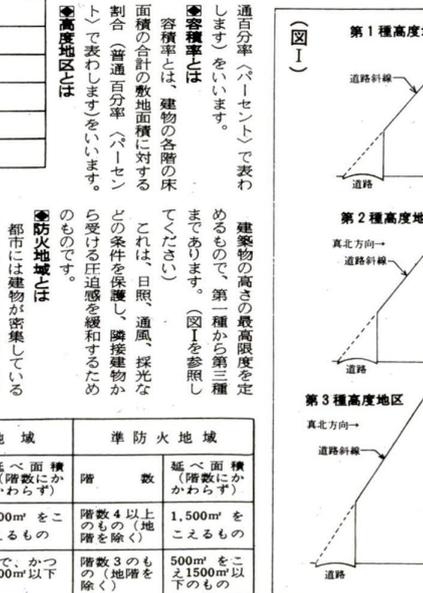
●建ぺい率とは、建物の建築面積の敷地面積に対する割合(普通百分率)で表わします。

●容積率とは、建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合(普通百分率)で表わします。

●防火地域とは、火災が起きた場合、威力ほかの建築物に延焼しないよう、建築物を燃えにくい構造に規制し、集団的な都市防火を図ることが重要で、これを防火地域と定め、防火地域と準防火地域に分かれています。

●防火地域については、図を参照してください。

●用途地域改正素案についてのお問い合わせは、都市計画課へどうぞ。



## 用途地域地区の再検討を実施 改正素案できあがる

明るく住みよいまちづくりを進めるために

### ※用途の凡例

- 1 住専→第1種住居専用地域
- 2 住専→第2種住居専用地域
- 住居→住居地域
- 近商→近隣商業地域
- 商業→商業地域
- 準工→準工業地域
- 準工2特→第2種特別工業地区